【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】平成21年6月29日【会社名】日本電気硝子株式会社

【英訳名】Nippon Electric Glass Co., Ltd.【代表者の役職氏名】代表取締役 社長 有岡 雅行

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号【縦覧に供する場所】日本電気硝子株式会社 東京支社

(東京都港区三田一丁目4番28号三田国際ビルヂング)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注)東京支社は金融商品取引法による縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を図るため、縦覧に供しています。

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役有岡 雅行は、当社の第90期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。